

## 低入札調査基準価格について

本工事への低入札価格調査制度の適用に際し、低入札調基準価格及び失格判断基準は、「岐阜県建設工事低入札価格調査等に関する要領（平成10年3月30日 監第775号）」第4（1）ア土木系工事（「土木一式」、「とび・土工・コンクリート（解体工事を除く）」、「ほ装」、「塗装」及び「造園」等、イ及びウを除く。）により算出しています。

なお、積算体系による費用区分は、「岐阜県建設工事低入札価格調査等に関する事務処理要領（平成18年3月31日 工検第243号）」の別紙4【積算体系による費用区分】（3）鋼橋製作により算定しています。